

広島県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年四月八日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道原田吉田線	安芸高田市吉田町相合字流レ田三三二番一地先から 安芸高田市吉田町相合字坂本二〇〇二番四地先まで	令和三年三月二十五日